

洲本市スポーツ施設LED化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月

洲本市

目次

1	事業の概要	1
2	参加条件	1
3	失格に関する事項	2
4	質問の受付及び回答	3
5	参加手続き	4
6	企画提案	5
7	プレゼンテーションの実施	6
8	受託候補者の選定	6
9	企画提案者が1者の場合	7
10	選定結果の公表等について	8
11	契約の締結等について	8
12	リスク分担	9
13	その他留意事項	10
14	事業全体スケジュール（予定）	10
15	事務局（問合せ先・提出先）	10

1 事業の概要

(1) 事業名

洲本市スポーツ施設 LED化業務

(2) 目的

本市は、地球環境保全に向けた未来への責務を果たすべく「洲本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しております。

本事業では、五色台運動公園アスパ五色及び洲本市文化体育館の照明器具等をLED化することで温室効果ガス排出量の削減、消費電力削減に伴う電気代の削減及び維持管理費などの歳出削減を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

本事業に係る既設の照明設備のうち、LED化がされていないものについて、原則として全てLED照明への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への更新を行う（舞台照明、誘導灯、非常用照明は対象外。ただし、非常用兼用照明(電源内蔵形に限る。)は対象とする。）。

なお、「LED照明仕様一覧表(別紙1)」に記載する既設照明器具の数量及び仕様等を参考とし、最終的な数量及び仕様等は、現地調査及び詳細設計を基に優先交渉権者が作成する事業実施計画書を本市が承諾することで確定する。

(4) 業務場所

ア 五色台運動公園 アスパ五色(兵庫県洲本市五色町鳥飼浦 2613 番地)

イ 洲本市文化体育館(兵庫県洲本市塩屋一丁目 1 番 17 号)

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 提案上限額

140,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加条件

本業務は、各施設の既設照明の調査、交換する照明機器の選定と調達、機器の交換工事及び施工管理を行うものである。プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「参加者」という。)は、上記の業務を行う能力を有する単独企業、または複数の企業(以下「グループ」という。)とする。

(1) 参加者の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 工事元請を担当する参加者は、「令和7・8・9年度洲本市競争入札参加資格者名簿」に「電気工事」で登録された淡路島内に本店、支店または営業所等を置くものであること。また、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気工事業において

- て特定建設業許可を有しており、電気工事にかかる監理技術者を専任で配置できること。
- ウ 参加表明書提出期限日から受託候補者決定日までに、洲本市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- エ 国税・地方税に未納がない者であること。(徴収猶予の扱いを受けている者を除く。)
- オ 洲本市暴力団排除条例(平成25年洲本市条例第2号)第2条各号に規定される事業者ではないこと。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- キ 本プロポーザルに参加しようとする他の提案者と、資本関係や相互に同じ役員が在籍するなどの人間関係が無いこと。
- (2) グループによる応募
- ア 代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行い、それぞれの構成員は、事業の実施について連帯して責任を負うものとする。
- イ 参加者は、他のグループの構成員となることはできない。
- ウ 参加表明書提出時に、すべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。原則として、参加表明書の提出後に構成員を変更することはできない。
- エ グループの構成員は、2参加条件(1)に規定する参加者の資格を有すること。ただし、イの資格については、工事を担当する者のみとする。

3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本市が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の金額(消費税及び地方消費税を含む額)が提案上限額を超えている場合
- (8) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合(見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。)
- (9) その他不正な行為があった場合

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

実施要領等に関する質問は、「質問書（様式第 12 号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の電話及び口頭などによる質問は、受け付けない。なお、質問書を送信した場合は、事務局まで受信確認を行うこと。

(2) 提出期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から同年 6 月 29 日（月）午後 5 時まで

(3) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問及び回答内容を公募開始日から令和 8 年 7 月 3 日（金）までの間に、随時、本市ホームページに掲載する。

(4) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

5 参加手続き

(1) 提出書類

番号	提出書類
1	参加表明書(様式第1号)
2	グループ構成調書(様式第2号)(グループの場合のみ)
3	事業者概要書(様式第3号)
4	協定書(様式第4号)(グループの場合のみ)
5	委任状(様式第5号)(グループの場合のみ)
6	同種業務実績調書(様式第6号) ※令和3年4月1日以降に実施したものを対象とする。 ※調書に記載した業務の契約書写しを添付すること。(リース会社からの注文書でも可とする。) ※同種とはスポーツ施設における照明LED化業務(リース含む)とする。 ※実績がない場合は、白紙で提出すること。
7	納税証明書 (1)国税 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 (2)地方税 洲本市税に係る完納証明書(納期限が到来している洲本市税に未納の税額がないことを証明するもの。) ※地方税については、本店又は委任を受けた支店等の営業所が洲本市にある場合のみ。 ※最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可。
8	暴力団排除に関する誓約書(様式第7号)

※各種証明書については、発行後3か月以内のものとする。

(2) 提出方法

郵送(一般書留又は簡易書留郵便などの送達記録が分かるものに限る。)又は持参により事務局へ提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月8日(水)午後5時まで

※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(洲本市の休日を含める条例(平成18年洲本市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(4) 提出部数

各書類正本1部(A4サイズにて統一)

(5) 参加資格の適否

前項において提出された書類等について審査・確認を行い、参加資格に適した者であるか否かを決定し、事業者概要書に記載された担当者へ、事務局から電子メールにてその結果を通知する。

6 企画提案

企画提案者に選定された者は、次の提出書類にインデックスを付けて、A4縦長ファイルに綴じて提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	提出部数
1	企画提案書（様式第8号）	正本1部、副本5部
2	グループ構成調書（参加表明書添付資料再添付）	副本6部
3	事業者概要書（参加表明書添付資料再添付）	副本6部
4	同種業務実績調書（参加表明書添付資料再添付）	副本6部
5	暴力団排除に関する誓約書（参加表明書添付資料再添付）	副本6部
6	配置予定技術者経歴調書（様式第9号）	正本1部、副本5部
7	提案内容の説明資料（任意様式） ※業務の実施体制や想定されるスケジュール、地元業者の利活用等について記載すること。	正本1部、副本5部
8	省エネ効果表（様式第10号） ※提案するLED照明の型番、光束(lm)、消費電力(W)を記載すること。 ※「①電力使用量削減効果」及び「②CO ₂ 排出量削減効果」は小数点以下四捨五入、「③CO ₂ 排出量削減効果」は小数点第3位以下を四捨五入し、小数点2位までを求める。	正本1部、副本5部
9	見積書（様式第11号） ※提案内容の総額（税込）を記載すること。 ※金額は、円単位でアラビア数字を用いて記入し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。	正本1部、副本5部
10	見積書内訳（任意様式）	正本1部、副本5部

※ 上記1から10までの書類を1セットとし、A4ファイル（A3折込ページの挿入は可とします）にて提出すること。また、インデックス等により見やすいように調製すること。なお、8については、電子データでも事務局へ提出すること。

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便などの送達記録が分かるものに限る。）又は持参に

より事務局へ提出すること。

(3) 提出期限

令和8年7月17日(金)午後5時まで

※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（市の休日を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを行う。実施場所や日時等の詳細については、事務局から担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1) 実施予定日

令和8年7月下旬

※ 企画提案者が5者を超える場合は、洲本市スポーツ施設LED化業務委託に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）が客観評価項目により、企画提案者を5者以内に選定するものとする。

(2) 実施場所及び日時

事務局から別途通知する。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とする。

ウ 所要時間は、企画提案者からの説明40分以内、質疑応答20分以内を予定とする。

エ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文書、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、当該内容の範囲内であれば、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

オ プレゼンテーションにおいて、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）は、本市で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約15分）に行うものとする。

キ プレゼンテーションは、非公開とする。

8 受託候補者の選定

見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会において、以下の審査項目の概要に基づき厳正に審査の上、委員長及び各委員（以下「選定委員」という。）の評価点の合計（以下「総合点」という。）が満点（選定員数×100点）の6割（以下「最

低合格点」という。)以上かつ総合点が最も高い企画提案者を提案評価第1位とし、優先交渉権を得るものとする。また、その次に高い者を次点とする。なお、複数の参加者が同点となった場合は、委員による多数決で順位を決定するものとする。

【審査項目等の概要】

審査項目	審査内容	配点
①同種業務の実績	スポーツ施設における照明LED化業務の実績があるか。 ※1件あたり2点とし、10点を満点とする。	10
②施工計画	・事業実施のためのスケジュールが明確になっているか。 ・施工時の安全対策が十分に図られているか。 ・施工管理役割を担う責任者に電気工事業に係る管理技術者資格証を有する者の配置があるか。 ・各施設の運営に与える影響を最小限となるような計画となっているか。	20
③地域経済の活性化	・市内の事業者を活用する計画となっているか。 ・市内において、地域貢献活動等の実績や計画はあるか。	30
④省エネ効果	・省エネ効果表(様式第10号)の値とする。 (企画提案者のCo2排出量削減率/最もおおきなCo2排出量削減率を提示した企画提案者のCo2排出量削減率)×10 ※試算条件 電力単価30円/使用時間12時間(日)/使用日数300日(年)	10
⑤その他の提案	仕様書に記載されていない内容で有効な提案がなされているか。	10
⑥価格	提案された見積金額の最低値/見積金額+12 (小数点第3位四捨五入)	20
評価点合計		100

※実績、省エネ効果、価格以外については、「極めて良好」「良好」「普通」「やや不十分」「不十分」の5段階で評価を行う。

9 企画提案者が1者の場合

企画提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点以上となる場合は、受託候補者として決定する。

10 選定結果の公表等について

- (1) 選定結果については、受託候補者の特定後、全ての企画提案者に対して選定結果の順位を付して通知する。
- (2) 市ホームページで、選定結果及び企画提案者の名称（受託候補者以外の企画提案者の名称はアルファベット表記とする。）を公表する。

11 契約の締結等について

- (1) 市は、企画提案書およびプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえ、優先交渉権者と仕様確認等の協議を行ったうえで、優先交渉権者から見積書を徴取し、委託契約を締結するものとする。ただし、徴取した見積書の金額が提案上限額を超える場合もしくは企画提案書の見積金額より著しく増額となる場合は委託契約を締結しないものとする。
- (2) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがあり、これらのことを行った後、作成した仕様書のとおり実施するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、洲本市契約規則(平成18年洲本市規則第53号。以下「契約規則」という。)第25条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納めさせないことができるものとする。
- (5) 委託料は、本事業の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。
- (6) その他の契約条件は、契約規則の定めるところによるものとする。

12 リスク分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
事業全般	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのある場合	○		
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○	
	第三者への賠償	調査・工事等により第三者に損害が生じた場合		○	
	安全性の確保	工事等における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事等における環境の保全		○	
	保険	工事等に係る保険		○	
	事業の中止・延期	本市の責めによるもの		○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの			○
法令・許認可・税制の変更	消費税の変更にに関するもの		○		
	消費税以外の税制及び法令・許認可の変更			協議	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
応募コスト	応募コストの負担		○		
工事段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
	用地・電力等の確保	工事に必要な資材置き場及び必要な電力等の確保		○	
	工事遅延・未完工	本市の責めによる工事遅延・未完工による引渡しの延期	○		
		事業者の責めによる工事遅延・未完工による引渡しの延期		○	
	設計図書の変更	本市の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○	
一般的損害	引き渡し前（仮使用中含む。）に工事目的物等に関して生じた損害		○		
施設損傷・障害	工事目的物に起因する各施設の損傷及び障害		○		
	工事目的物に起因しない各施設の損傷及び障害	○			
支払関連	支払遅延等	市の帰責事由による支払の遅延・不能	○		
		事業者の請求の遅延により支払が遅延する場合		○	
		上記以外の変更要因の場合		協議	
保証	性能	仕様不適合による施設への損害、業務への障害		○	
		仕様不適合（施工不良を含む。）		○	

(表) 予想されるリスクと責任分担

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの遂行以外の目的で使用することはない。ただし、洲本市情報公開条例（平成18年洲本市条例第17号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。
- (4) 企画提案書等は、受託候補者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 全ての提出書類は、返却しない。
- (6) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (7) 業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (8) 手続きにおいて使用する言語、通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は、事業実施計画書等において特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (9) 履行検査に当たっては、契約書及び事業実施計画書等に盛り込んだ企画提案書の内容を満たしていることを確認する。

14 事業全体スケジュール（予定）

	内容	日時
1	公募開始	令和8年6月19日(金)
2	実施要領等に関する質問書の提出期限	令和8年6月29日(月)
3	質問書の回答予定日	令和8年7月3日(金)
4	参加表明書の提出期限	令和8年7月8日(水)
5	参加資格確認通知書による通知期限	令和8年7月10日(金)
6	企画提案書の提出期限	令和8年7月17日(金)
7	プレゼンテーション(審査委員会)	令和8年7月下旬
8	受託候補者の決定通知	令和8年8月上旬

15 事務局(問合せ先・提出先)

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
洲本市教育委員会生涯学習課
電話：0799-24-7612（直通）
FAX：0799-26-1510
電子メール：gakushuu@city.sumoto.lg.jp